

□ 歴史資料等保有施設として指定した施設（行政機関の施設）

（令和元年七月一日現在）

○ 公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき歴史資料等保有施設として内閣総理大臣が指定した施設【12施設】

施設 の 名称	所 在 地
宮内庁長官官房用度課（三の丸尚蔵館）	東京都千代田区千代田一の一
宮内庁書陵部図書課（図書寮文庫）	東京都千代田区千代田一の一
宮内庁正倉院事務所	奈良県奈良市雑司町一二九
国税庁税務大学校研究部（税務情報センター租税史料室）	埼玉県和光市南二の三の七
文部科学省国立教育政策研究所（教育図書館）	東京都千代田区霞が関三の二の二
文部科学省日本学士院（図書室）	東京都台東区上野公園七の三二
文化庁文化財第二課国立近現代建築資料館	東京都文京区湯島四の六の一五
文化庁日本芸術院（展示室及び保管庫）	東京都台東区上野公園一の三〇
国土交通省国土地理院地理空間情報部情報サービス課（地図と測量の科学館）	茨城県つくば市北郷一
環境省国立水俣病総合研究センター（水俣病情報センター）	熊本県水俣市明神町五五の一〇
防衛省防衛大学校総合情報図書館	神奈川県横須賀市走水一の一〇の二〇
防衛省防衛研究所戦史研究センター（史料室）	東京都新宿区市ヶ谷本村町五の一